

見附市教育委員会告示第 17 号

見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市一時保育事業補助金交付要綱（平成 26 年見附市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「一時預かり事業実施要綱（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 11 号通知の別紙）」を「一時預かり事業実施要綱（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号／こ成保第 191 号通知の別紙）」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。